



県章

群馬県報

平成23年
6月7日(火)
第8897号

目次

ページ

告示

○産業廃棄物処理施設の設置許可申請（廃棄物・リサイクル課）

2

労働委員会告示

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定

2

○同

3

■ 告 示

◎群馬県告示第199号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成23年6月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田205番地 重田商事株式会社 代表取締役 菅原健司
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 群馬県吾妻郡長野原町大字応桑字小宿590番1、599番4
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及び感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日 平成22年9月22日
- 6 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課及び群馬県吾妻県民局吾妻環境森林事務所
- 7 縦覧の期間 平成23年6月7日から同年7月6日まで

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局職員労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成23年5月26日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（平成22年群馬県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

平成23年6月7日

群馬県労働委員会会長 尾 関 正 俊

県 庁	企業局長、参事、課長、室長、主監、施設主監、電気保安監、調整主監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、係長（総務課総務係及び財政係に限る。）及び総務課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、副所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）

◎群馬県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県病院局の職員が結成し、又は加入する群馬県病院局職員労働組合について、群馬県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成23年5月26日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（平成21年群馬県労働委員会告示第4号）は、廃止する。

平成23年6月7日

群馬県労働委員会会長 尾 関 正 俊

県 庁	病院局長、参事、課長、看護主監、次長、総務係長、職員係長、財務係長、病院改革係長及び人事又は労働関係の事務を担当する職員
専門機関	院長、院長代行、副院長、医療局長、総合周産期母子医療センター長、総合周産期母子医療センター副センター長、健康指導局長、看護部長及び副看護部長並びに事務局長、事務局次長及び総務課長

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111